

臼杵市浄化槽設置整備事業について

補助金の対象要件

- ・単独処理浄化槽および汲み取り便槽からの転換であること。(新築は対象外)
- ・申請時点で工事に着手していないこと。
- ・下水道事業等認可区域外であり、申請者の生活の基盤となる住宅であること。
(販売や賃貸目的の住宅は対象外)
- ・店舗等併用住宅の場合は、居住部分の床面積が50%以上であること。
- ・住宅を借りている場合は、所有者の承諾を得ること。
- ・設置後は、定期的な保守点検・清掃・法定検査(有料)を行うこと。
- ・2月末日までに、設置工事を終了させ実績報告書等必要書類を提出すること。

※環境配慮型の浄化槽を設置していただきますよう、お願いいたします。

補助金額と基数

人槽	補助区分	【補助限度額】			
		合計	【浄化槽本体】 (上乗せ分含む)	【宅内配管】	【単独撤去】
5人槽	単独転換	1,012,000円	532,000円	330,000円	150,000円
	汲み取り転換	982,000円	532,000円	330,000円	120,000円
7人槽	単独転換	1,094,000円	614,000円	330,000円	150,000円
	汲み取り転換	1,064,000円	614,000円	330,000円	120,000円
10人槽	単独転換	1,228,000円	748,000円	330,000円	150,000円
	汲み取り転換	1,198,000円	748,000円	330,000円	120,000円

※補助金額は上限金額です。

※浄化槽の人槽算定については、住宅の延べ床面積によって算定されますが、実際の居住人数や水道使用量等の使用状況を勘案して増減することができます。

詳しくは中部保健所(0972-62-9171)または浄化槽設備士へご相談ください。

その他

浄化槽は、住宅の基礎部分から2メートル離して設置するか、それ以内に設置する場合は、原則としてよう壁を設ける等、本体に負荷がかからないよう設置する必要があります。(浄化槽の破損等を招く恐れがあるため)

※地盤が非常に堅牢である等、個別の案件によってはよう壁を設けなくてもよい場合があります。

※また、上記以外にも「浄化槽の設計・施工上の運用指針」等に基づき、適切な施工を行ってください。

設置基準等については、詳しくは中部保健所または浄化槽設備士へお尋ねください。

浄化槽設置費補助金交付申請の手順

- ① 大分県環境管理協会(水処理事業協同組合臼杵支部) } へ「浄化槽設置届出書」を提出する。
 中部保健所又は土木事務所

保健所及び土木事務所に「浄化槽設置届出書」を提出してから、(土日祝日含めて)「10日が経過」するまで市では補助金交付申請は受付できません。
 ※10日が経過・・・提出した翌日から数えて11日目

- ② 市へ「浄化槽設置費補助金交付申請書」及び添付書類を提出

※提出前に、書類間で齟齬が生じていないか確認をお願いします。

提出書類	注意事項
浄化槽設置費補助金交付申請書	様式第1号
浄化槽の設置に係る同意書	
浄化槽設置届出書(写)	保健所など審査機関の受付印があるもの
浄化槽法第7条・11条検査依頼書(写)	環境管理協会への依頼書の写し。検査料納入済みであること。
設置場所の位置図	場所がわかる地図
配管図	トイレ、台所、風呂、既設、新規の浄化槽の設置場所等が全て記入されたもの。新設管は赤線、既設管は黒線、撤去する既設管は黒の破線で記入してください。
見積書(写)	工事にかかる見積書の写し
浄化槽設置工事費見積概要書	浄化槽の設置工事、既設槽の撤去工事、宅内配管工事について、各々の見積書の写しから補助対象額(税込)を転記
浄化槽設備士免状(写)	
既設みなし(単独処理)浄化槽又は汲み取り便所槽を使用している証明書及び写真	マンホール蓋設置場所がわかる写真と住宅全景等周辺状況がわかる写真がそれぞれ必要
登録浄化槽管理票(C票)	
登録証(浄化槽)	
型式適合認定書(写)	
型式適合認定書別添仕様書及び図面(写)	
所有者の承諾書	設置者(申請者)と設置場所(住宅・土地)の所有者が「異なる場合のみ」必要

申請書の受付について

場所・・・臼杵市大字家野1445-2 臼杵市社会基盤整備・災害支援センター内
 上下水道課 総務グループ TEL 0972-64-0312(直通)
 方法・・・必要書類が全て添付されているか窓口にて確認します。(少しお待ちいただきます。)
 不備等があった場合は再度提出していただきます。
 ※窓口に来ていただくのは、申請者ご本人でも設置業者の方でもどちらでもよいです。

◆ 現地確認

職員が現地へ行き、設置場所の確認や既設みなし浄化槽又は汲み取り便所槽の確認を行います。
 ※設置者(申請者)又は設置業者の立会いを求めることがあります。

- ③ 「浄化槽設置費補助金交付決定通知書」を市が発行

↓
工事着工

※工事の着工は必ず「交付決定通知書発行日以降」に行ってください。
 (通知発行日より前に工事に着手した場合、補助金の対象とならない場合があります。)

着工開始日注意!

★工事完了後の実績報告書等については、裏面に記載しています。

④ 市へ「浄化槽設置整備事業実績報告書」及び添付書類を提出

※提出期限:工事完了後 1ヶ月以内もしくは2月末日(いずれか早い日まで)

※提出前に、書類間で齟齬が生じていないか確認をお願いします。

提出書類	注意事項
浄化槽設置整備事業実績報告書	当初提出した見積概要書と金額に変更がある場合は見積書・見積概要書も添付をしてください。
浄化槽管理委託契約書(写)	保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し 浄化槽の型式・名称等も忘れずに記入をしてください。
浄化槽使用開始報告書(写)	中部保健所の受付印があるもの 原本と共にコピーしたものを保健所へ持参すれば、受付印を押してくれます。
請求書(写)	浄化槽の設置工事、既設槽の撤去工事、宅内配管工事の各々の請求書の写し
領収書(写)	浄化槽の設置工事、既設槽の撤去工事、宅内配管工事の各々の領収書の写し 設置業者→設置者(申請者)への領収書の写し(後日可)
浄化槽設置工事費内訳書(実績報告用)	工事費の精算内訳
浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証(市町村用)	大分県環境管理協会受付済のもの
浄化槽設置工事写真帳 宅内配管設置工事写真帳 既設単独処理浄化槽撤去工事写真帳	表紙も必ず添付すること 様式に添って写真を添付すること(漏れがないように) 添付漏れが多い写真 ・浄化槽設備士が標識看板を持っている写真 ・水平確認 ・建物内(床下等)の配管が分かる写真 ・据付工時に浄化槽の型式がわかるように撮影したもの ・ブロワ周辺の状況 ※ヘルメットの着用を徹底してください。
チェックリスト	
【単独処理浄化槽からの転換の場合】 浄化槽使用廃止届出書(写)	中部保健所の受付印があるもの
【単独処理浄化槽または汲み取り便槽を撤去した場合】 産業廃棄物管理票D票(マニフェスト)(写)	
【コンクリート殻が発生した場合】 産業廃棄物管理票D票(マニフェスト)(写)	工事で発生したコンクリート殻についても、適切に処分されているか確認を行います。
工程表	
検査調書	立会人氏名欄には、委任を受けた 浄化槽管理者 の氏名を記入してください。
浄化槽設置費補助金交付請求書	実績報告書提出の際、一緒に提出をお願いします。 ※補助対象者の押印が必要です。

⑤ 完成検査

日程調整し、職員が検査に伺います。
※設置者(申請者)又は設置業者の立会いを求めることがあります。
※検査結果が不適正であった場合には、速やかに改善してください。

⑥ 「浄化槽設置費補助金交付額確定通知書」を市が発行

⑦ 市へ「浄化槽設置費補助金交付請求書」を提出する

(設置者→市宛での請求書)
※提出のタイミングは、④実績報告書提出時でもよいです。

浄化槽設置後は、
維持管理を適切に行ってください。
法定検査も必ず受検してください。



⑧ 補助金の受取り

交付申請書に記入していただいた設置者(申請者)の口座に振り込まれます。

申請内容を変更する場合に必要な書類

- ・ 浄化槽設置整備事業変更承認申請書(様式第4号)
- ・ 補助金申請時の添付書類のうち変更する書類

変更する場合も取り下げる場合も
書類は速やかに提出してください。

申請を取り下げる場合に必要な書類

- ・ 浄化槽設置整備事業変更承認申請書(様式第4号)
「3 事業の中止・廃止」に丸をつけてください。